

- (ハ) 勤工ニ就スヘキ補償單價ハ右所載ニ準ジテ即チ付テテ給付スルベシ
- 但ニ本人ニ即チ付テテ給付スル
- (イ) 補償工止ニ對シテハ答ニハ一衣ノ内ニ對シテ日々個人ノ手ノ給付額ノ同
- (ロ) 果テハ補償工止ノ間金補償ハ同額給付スルベシ
- 二補償工止ニ對シテハ
- (ニ) 補償手當ノ退職手當ノ支拂日限ノ人補償日ヨリ賦課サテ、以テ之
- (ハ) 補償手當ノ支拂率ハ入社後五年ノ間通常ノ同率ニ定ムルベシ
- (ロ) 退職手當ニ對シテハ
- (ト) 補償手當ニ對シテハ

株式会社淺野造船所

三、工場内ニ醫務室ヲ設置シ職丁ノ就業時間中常ニ醫師ヲ在勤セシメラレタキ
事

四、下給者ニ對シテハ特ニ御考慮ノ上速ニ増給ノ方法ヲ講セラレ度キ事
七月廿日 前記代表者ニ左ノ通り回答ス

事項第一ハ本日發表ノ職丁規則並ニ職丁退隱手當規程ニヨリ諒承アレ第ニ、三
四ハ共ニ考慮ス

七月拾四日 日本勞働總同盟神奈川聯合會會長三木治朗氏及同神奈川職丁組合主
事田中小二郎氏來社シ市原參事ニ會見

退職手當ノ計算點ヲ改定セラレタシ
ト申出アリタルモ會社トシテハ考慮ノ餘地ナキモ市原個人トシテ熟慮ノ挨拶
ヲナス

七月貳拾參日 前記田中小二郎單身來社シ市原參事ニ會見シ
退職手當ノ起算點問題ノ返答ヲ求メラレタレハ尙考慮中ト挨拶ヲナス

以上